

令和8年度佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ事業広報業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ事業広報業務

2. 背景

国が2050年のカーボンニュートラルの実現を目指す中、2026年度から温室効果ガスの排出量取引制度の本格運用や2027年3月期決算からのISSB基準に準拠した温室効果ガス排出量等の情報開示の義務化など、企業を取り巻く脱炭素対応の動きが加速している。こうした中、今後は中小企業においても、国際基準に準拠した脱炭素経営が求められることが見込まれる。

カーボンニュートラルの実現に向けては、より多くの県内中小企業に脱炭素経営の趣旨やメリットを認知してもらい、自発的な行動につなげていくことが重要である。そこで、佐賀県（以下、「県」という。）では、県内中小企業の脱炭素経営に関する理解促進と行動変容を図る「佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ事業（※）」を実施している。令和5年度からホームページや動画等による情報発信や県内中小企業への伴走支援を通じて、脱炭素経営の普及拡大に取り組んできた。

そういった取り組みを通じて、脱炭素経営に取り組む県内の中小企業は、着実に増加傾向ではあるものの、一方で、脱炭素経営を自社の経営課題として捉えられていない企業や、具体的な取組方法が分からないといった企業も少なくない。

このため、これまで県の支援施策や情報発信が十分に届いていない県内中小企業に対して、脱炭素経営の意義やメリットが実感できる情報を効果的に発信し、理解促進と行動変容につなげていくことが課題となっている。

（※）「佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ事業」とは、国が示す「知る」「測る」「減らす」の3ステップに、県独自で「開示する」を加えた4ステップにより脱炭素経営を推進する事業。脱炭素経営セミナー、ワークショップ、モデル企業創出、講師派遣等を通じて県内事業者の脱炭素経営を支援し、取引先や消費者から選ばれる企業づくりを後押ししている。

3. 目的

本業務は、広報媒体を活用し、「佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ事業」の認知度向上を図るとともに、これまでに十分にアプローチできていなかった県内中小企業に対し、脱炭素経営の必要性やメリット、具体的な取組内容を分かりやすく発信することで、理解促進及び機運醸成を図るものである。これにより、脱炭素経営への主体的な参加を促進し、新たな参加企業の創出及び取組の裾野拡大につなげることを目的とする。

4. 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

5. 業務内容

(1) 広報に関する業務

- ① 適切な広報媒体（WEB・SNS 広告、TVCM、新聞、雑誌、ラジオ、フリーペーパー、交通広告、屋外広告等）を効果的に組み合わせ、「佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ事業」の認知度向上及び県内企業の脱炭素経営への参加促進を図ること。なお、活用する媒体、掲載時期、掲載期間、掲載量等については提案によるものとする。
- ② 広報に当たっては、特にこれまで県の支援施策との接点が少なかった企業や、脱炭素経営への関心が低い企業へのリーチを意識し、参加意欲の喚起につながる訴求内容とすること。
- ③ 広報内容には、次の事項を含めること。
 - ・脱炭素経営を取り巻く社会的背景や最新動向、企業が取り組む意義やメリット
 - ・「佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ事業」の周知
 - ・セミナー、ワークショップ、伴走支援、温室効果ガス排出量算定ツール導入補助金、講師派遣等支援施策の周知にあたっては、別途「令和8年度佐賀型カーボンニュートラルチャレンジモデル企業創出等業務委託」の受託者と連携して集客を図ること。

(2) パンフレット作成に関する業務

- ① 県が令和5年度に作成し、令和6年度に更新した「脱炭素経営ガイドブック」(<https://saganetzero.com/study/>) について、新たな参加企業の掘り起こしにつながる広報ツールとしてリニューアルすること。
- ② 媒体の形態、構成、ページ数等は、提案によるものとする。ただし、脱炭素経営を取り巻く最新の動向や潮流を踏まえた基礎的な情報を盛り込むとともに、脱炭素経営への関心が低い企業に対しても取組の必要性やメリットが伝わり、新たな行動につながる内容にすること。また、視覚的に理解しやすいビジュアルやデザインを活用し、分かりやすく訴求力のある構成とすること。
- ③ 県が令和5年度から令和8年度までに伴走支援を実施した企業（計17社）への取材を行い、支援後の取組状況や成果、企業価値向上につながった事例等を掲載すること。
- ④ パンフレットの作成に必要な取材、撮影、デザイン、編集、印刷その他一切の費用は委託費に含むものとする。

(3) 業務実施に当たっての留意事項

- ① 脱炭素経営の普及啓発にあたっては、「SAGAネットゼロ・コンソーシアム（※）」との連携を基本とし、全ての業務を通じて一体的に展開すること。
なお、企業に対する訴求内容及び手法については提案によるものとする。
- ② 受託者は業務に先立ち、業務スケジュール・業務実施体制図等を作成すること。業務の実施にあたっては、進捗状況等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県との打ち合わせを行うこと。

(※) 「SAGAネットゼロ・コンソーシアム」とは、佐賀県内の経済団体、行政、金融機関等で構成され、各々が連携しながら脱炭素経営に関する調査・啓発・施策検討を実施し、県内中小企業の脱炭素経営を地域ぐるみで支援することを目的とした組織である。

(参考) <https://saganetzero.com/>

6. 成果物の納品

(1) 成果物

受託者は次に掲げる成果物を委託期間内に納品すること。

- ① 広報データ【紙媒体及び電子データ】
- ② パンフレット【紙媒体及び電子データ】
- ③ 実績報告書【紙媒体及び電子媒体】
- ④ 二次利用承諾書（①～③の二次利用を承諾する）
【紙媒体及び電子データ】

(2) 納品部数：紙媒体及び電子データを各1部

※パンフレットについては以下の通り。

製本フルカラー500部程度、電子データ1部

(3) 納品場所：佐賀県 産業労働部 産業グリーン化推進グループ

(〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59 9階)

7. 成果物の権利の帰属

- (1) 本業務により新たに制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、当該著作物の引渡し時に佐賀県に無償で譲渡するものとし、佐賀県は無償で受託者に許可なく自由に二次利用できるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たり、第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (3) 受託者が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の

著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、当該著作物の引渡し時に佐賀県に無償で譲渡するものとする。

（4）成果物に第三者が著作権を持つ素材等を利用する場合には、受託者が予め著作権者の承諾を得て利用を行うこと。

（5）受託者は佐賀県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

8. 成果物の補足・修正

本業務完了後、佐賀県が成果物に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は、佐賀県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施すること。

9. 秘密保持

本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また受託者は、本業務を履行する上で取得又は保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ対策として、受託業務に適用される佐賀県情報セキュリティ基本方針及びその他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守すること。

10. 再委託の禁止

（1）受託者は、受託業務の全部を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部について、委託を行う場合、書面により佐賀県の承諾を得るものとする。

（2）佐賀県の承諾を得て受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合でも、受託者は、契約上の最終的な責任を負うものとする。

11. その他

（1）受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。

（2）本業務は、佐賀県による完了検査に合格したことをもって完了とし、本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。

（3）本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、佐賀県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。

（4）契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受注者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託費に含めることとする。

（5）受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を統括する責任者及び従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

（6）関係団体等と適宜連携及び情報共有しながら進めること。